

令和7年度 第1回香芝市景観計画審議会 議事録

1. 日 時：令和8年2月26日（木） 10時30分～12時00分
2. 場 所：香芝市役所2階 大会議室
3. 議 題：香芝市景観計画基礎調査について（課題整理、基本方針等）

香芝市景観計画基礎調査について（課題整理、基本方針等）について、次のような質問や意見、回答があった。

委 員： 香芝サービスエリアの景観は、香芝市を印象付けるものの一つであるように思うが、事務局としてはどのように考えているか。

事務局： 香芝サービスエリアは、自然公園法に基づく自然公園の区域内に位置していることから、景観計画において重点景観形成区域に指定しなくても、同法に基づく届出等が必要な区域であるため、現時点では、重点景観形成区域に指定する予定はないが、二上山を眺望する視点場の設定については、現地を確認して検討する。

委 員： 景観形成方針として「多様な主体の連携及び協働による景観まちづくり」が掲げられているが、景観計画の中で市民や企業の役割を明記する考えはあるか。

事務局： 市内の景観形成に関する取組を行っている団体の活動内容を景観計画内で紹介及び公表することで、市民の意識向上に繋げていきたい。

会 長： 多様な主体が連携する中で、それぞれの役割について具体的に記載することを検討してほしい。

また、景観形成をまちづくりとして行っていくという面もあることから、主体ごとにどのような意識の元に取り組むかという視点で整理することを提案する。

委 員： 隣接する葛城市が策定した景観計画は、二上山の裾野を重点景観形成区域に指定している。二上山は、本市と連なっていることから、全く同一の内容とする必要はないが、香芝市の景観計画を策定するにあたり、どのように考えているか。

事務局： 二上山の景観の重要性は高いと事務局も理解しており、アンケート結果からも市民が重視している景観資源である。このため、重点景観形成区域として二上山眺望地区を設定する予定であり、電車や幹線道路からの車窓景観、市内各地からの視点場の設定について、適切に位置付けていきたいと考えている。

また、隣接する葛城市と景観計画の作成経緯や区域設定の考え方等について意見交換を行っている。景観計画策定にあたっては葛城市の景観計画との整合性を図りながら進めていく予定である。

会 長： 重点景観形成区域を設定する理由が上手く伝わるようにしてほしい。また、二上山の眺望地区設定等は、葛城市と整合を図って、景観のつながりを意識することが重要である。

委 員： 様々な団体の代表である委員の方々に、次回の審議会までに自身の団体から守りたい景色や視点場について意見をまとめてもらい、それを議題として協議してはどうか。

会 長： 良い取組である。委員の皆様には次回までをお願いする。

委 員： 景観形成の方向性に道路付属物は、ダークブラウンを基本色とし、統一感のある景観を形成するとあるが、以前、明日香村で土木工事を行った際に、現場の仮設事務所にも対応を求められたため、費用や工期を要したことがあった。厳しい規制を求めた場合の懸念点として意見しておく。

事務局： 重点景観形成区域の景観形成の方向性として、「ダークブラウンを基調とした統一感のある景観」を掲げている。道路付属物などについても統一感のある景観を形成したいと考えており、色がダークブラウンの場合でも、費用は白色と同等であることを確認している。

また、現場の仮設事務所に対して、規制することについては、他市の事例も参考にして計画を策定する。

会 長： 公共建築が景観を壊し、つまらない景観をつくるということはよくある。民間についての話題もあるが、まずは公共物から進めるべきだと思う。

委 員： 景観と環境と経済性の整合をどう図るのか。

事務局： 規制や経済性も重要な観点であると思う。景観の質を維持しつつ、過度な負担とならないよう、バランスを念頭に置きながら地域ごとに規制の強弱を検討していきたい。

会 長： 景観に配慮することで、工事費用等が過度に高くなるということはないと思う。

委 員： 香芝インターチェンジ周辺は、市として重要な存在であると考えますが、どのように位置づけるのか。

事務局： 香芝インターチェンジ周辺は、奈良県が重点景観形成区域に指定しており、本市もその指定内容を引き継ぐ予定である。本市の玄関口としてふさわしい景観となるようにしていきたい。

委 員： 香芝インターチェンジ出口付近については、NEXCO西日本の管理

している範囲なのか。

事務局： 土地の所有に関しては、奈良県、NEXCO西日本及び本市が混在している。

委員： NEXCO西日本が所有する敷地内において、景観の規制を行うことは可能なのか。

会長： 可能である。NEXCO西日本は一事業者であり、財産権を侵害しない範囲において、協力を求めることができる。

会長： 様々な施策の結果が市民の目に映る景観になる。市の関係部局から現在行っている事業等を持ってきてもらいたい。規制誘導については、景観法に基づき強い規制ができるものではないので、そのあたりについて次回議論できればと思う。